

掛 川 市 公 告

令和5年8月29日開会の掛川市議会9月定例会において認定された令和4年度太田川原野谷川治水水防組合歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第5項の規定により、次のとおり住民に公表する。

令和5年10月2日

掛川市長 久保田 崇

決算の要領を掛川市役所都市建設部基盤整備課に備え置いて縦覧する。